

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和2年1月11日 09時30分ごろ
発生場所	島根県松江市美保関町福浦南方沖（境港境水道第4号灯標） 境港防波堤灯台から真方位280°810m付近 （概位 北緯35°33.2′ 東経133°15.8′）
事故の概要	漁船第七十八祐生丸は、西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七十八祐生丸、269トン 140603、一般社団法人しまね水産業構造改革サポート SN1-221（漁船登録番号）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に擦過傷、救命筏に変形 灯標 ガードリングに凹損及び塗膜剥離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、水揚げの目的で、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、手動操舵により7～8ノットの対地速力で境港境水道第4号灯標（以下「本件灯標」という。）の約150m手前で境水道大橋の中央に向ける予定で西進中、船長が、本件灯標から目を離して操舵室に上がってきた甲板員と揚げ荷役の段取りについての話をしていたところ、本件灯標に衝突した。
分析	本船は、西進中、船長が、本件灯標から目を離して甲板員と揚げ荷役についての話をすることに意識を向けて航行を続けたことから、本件灯標に向かっていることを忘れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が西進中、船長が、本件灯標から目を離して甲板員と話をすることに意識を向けて航行を続けたため、本件灯標に向かっていることを忘れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、乗組員と話をする際にも灯標などの目標から目を離さず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。